

Q 1. 日本で離婚手続を行うために、子連れて日本に帰国するのは問題ないでしょうか。

韓国の刑法は、未成年者を略取・誘引する行為を犯罪行為と規定しています。かかる未成年者略取罪の主体には、親のように未成年者を保護・監督する者といっても、他の保護監督者の保護養育権を侵害する、または自身の保護養育権を濫用して子の利益を侵害する行為も含まれますので、親の一方が日本で離婚手続を行うために、他の一方の親の同意なしに子連れて日本に帰国するのは、韓国の刑法上の未成年者略取罪に該当するおそれがあります。

Q 2. 共同親権とは何ですか。

韓国の民法上、親が婚姻中の場合は、未成年者に対する親権の行使は、親が共同で行使しなければならず、「親共同の意思に起因した親権の行使」を共同親権といいます。このような共同親権の行使は、共同の意思による行使であれば足り、行為そのものが必ずしも親双方の名義でなされなければならないわけではありません。

もし両親が離婚する場合には、子に対する共同親権を行使することが難しいため、民法は離婚時の親権者の決定に関する規定を置いています。すなわち、協議離婚時には、一次的に夫婦間の協議で、もし協議が成立しない場合には家庭裁判所の職権または当事者の請求により親権者を指定し、裁判上の離婚時には家庭裁判所が職権で親権者を定めることとなります。ただし、この時にも、協議離婚の場合は夫婦間の協議で、裁判上の離婚の場合は裁判所の調停期日等を通じて共同親権の協議がなされることがあります。

Q 3. 養育費はどのように決めるのでしょうか。

夫婦が離婚する場合には、養育者の決定、養育費用の負担など養育に関する事項を決めなければなりません。韓国の民法上、かかる養育に関する事項はまず両親が協議して決め、協議が成立しない、または協議できないときには、家庭裁判所が職権または当事者の請求によって決めることができます。

養育費は、親の子に対する扶養義務に関するものですので、誰が養育者に決定されたかどうかに関わらず、夫婦が共同で負担するのが原則です。したがって子が成人(満 20 歳)となるまで、夫婦のうち一方当事者が養育者に決定された場合には養育者でない他の一方に、第三者が養育者に決定された場合には両親双方に養育費を請求することができます。

具体的な養育費の分担比率は、両親の所得を基に様々な事情を考慮して適正な分担比率により決定されます。養育費を定めた後であっても、教育費の増加など事情が変更された場合には、当事者は協議または裁判所への請求を通じて養育費に関する事項を変更することができます。

Q 4. 相手からのDVが酷くて離婚したいのですが、離婚裁判時にDVを主張すると、相手親から子を遠ざけるための抗弁と思われ、不利と聞いたのですが本当ですか？

韓国の民法上、DV(domestic violence、家庭内暴力)は、「配偶者またはその直系尊属から甚だしく不当な待遇を受けたとき」に該当する裁判上の離婚理由です。韓国の民事訴訟法上、当事者は自由に自身に有利な主張・立証をすることができるため、家庭暴力を主張したという理由だけで裁判上不利に作用するわけではありません。

Q 5. DVが裁判で認定されるためには、どのような証拠が必要であり、また、そのためどのような手続きが必要ですか？

DVを裁判上離婚の原因として主張する場合には、病院の傷害診断書、被害写真、暴行に対する周辺人の陳述など家庭暴力があったという点を立証するための証拠を確保する必要があります。離婚訴訟の当事者は、弁論準備期日または弁論期日、調停期日などに当該主張と証拠を提出して裁判所に判断を求めることができ、かかる家庭内暴力の立証資料は、裁判上の離婚手続及びそれによる調整手続などでの離婚の成否及び親権者の指定、慰謝料の金額などを算定するにあたって主要な根拠となります。

Q 6. 子どもの親権を渡さないと、自分の滞在ビザに同意しない、クレジットカードを取り上げると述べ、自分を現在住んでいる国から追い出そうとしています。どのようにしたら公平に離婚及び子の親権について協議できるのでしょうか。

内国人一方の主張だけで外国人配偶者のビザの取得、クレジットカードの発行の効力が否認されたり、外国人の韓国内での居住が不可能になるわけではありません。このように不当な主張をして、円満な離婚などの協議が難しいときには、下記の7でご説明する団体などに支援を要請することが望ましいと考えられます。

Q 7. 経済力がなくて、弁護士が雇えません。外国語力もないことから、離婚裁判において主張できず困っています。どうしたら良いですか。

外国人移住女性の場合、法律救助公団、移住女性緊急支援センター、多文化家族支援センター、家庭法律相談所などの機関で日本語での法律相談、及び必要に応じて、訴訟上の援助を受けることができます。ただし、各機関での法律相談だけでなく一歩進んで訴訟上の援助まで受けるためには、家庭内暴力があった事実、経済的に貧しいという事実など当該機関が要求する資格要件を備えなければならず、各機関は申請された内容を基に資格要件を審査した後、選別的に訴訟上の支援をすることになります。

Q 8. 面会交流 (visitation) とは何ですか。なぜ、離婚した後も子どもを相手親に会わせないといけないのですか。

面接交渉権は、養育者でない親権者が子と面会、文通または接触して共に時間を過ごすことのできる権利で、養育者でない親権者だけでなく子にも認められる双方向的権利であるため、かかる面接交渉権を持つ相手親は離婚した後も子と会うことができます。面接交渉権は、原則として放棄したり、譲渡することはできませんが、家庭内暴力など子の福祉のために必要な場合には、家庭裁判所は当事者の請求または職権によって面接交渉を制限、または排除することができます。

Q 9. 離婚裁判の結果、面会交流の実施についても判決が下りました。しかし、離婚前の相手方の行動を考えると、面会交流中の子どもに対する危害が心配ではありません。どうしたら良いですか。

上記の 8 番で回答しました通り、面接交渉権は、原則として放棄したり譲渡することはできませんが、面接交渉権の行使は子の福祉を優先的に考慮してなされますので、子の福祉のために必要な場合には、家庭裁判所は当事者の請求または職権によって面接交渉を制限、または排除することができます。実務上の面接交渉の制限・排除事由としては、離婚前に子に暴力を振るうなど家庭内暴力があった、またはアルコール中毒など子の安全や健康を害するおそれがある場合を挙げることができます。したがって、面会交流中の子に対する危害が心配である場合には、家庭裁判所に面接交渉の制限・排除請求をする方法を考慮することができます。

※本文書は、当館作成の文書でなく、当館からの委嘱にもとづき、当地弁護士事務所が調査した平成 26 年 3 月現在の内容であり、参考として掲載しているもの。